

- 一、内閣審議會ノ議事ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定ム
- 一、内閣審議會ニ幹事ヲ置ク内閣書記官長、法制局長官及内閣調査局長官ヲ以テ之ニ充ツ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 一、内閣審議會ノ庶務ハ内閣調査局之ヲ掌ル

閣中第三七號

案起

昭和十年三月十八日

裁可 昭和 年 月 日 施行
決定 昭和十年三月十九日 行

昭和十年三月十九日

内閣總理大臣 山

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十年三月十九日

内閣書記官長
法制局長官宛

依命通牒

内閣調査局設置ニ付別紙要綱

趣旨：依り勅令案起案上申
相成度

内閣調査局要綱

一、組織

一、内閣調査局ニ左ノ専任職員ヲ置ク

長官

一人

勅任

調査官(假稱)

専任十五人

勅任又ハ奏任

書記官

一人

奏任
調査官ヲシテ
之ヲ兼ねシム

事務官

専任一人

奏任

屬

専任二十人

判任

長官、調査官、書記官ハ資格任用、事務官ハ特別任用トス

長官、調査官ニ付テハ銓衡任用ノ途ヲ開ク

長官ハ局中一切ノ事務ヲ管理シ所部ノ官吏ヲ監督ス

(昭和十年三月七日閣議決定)

奏任官ノ進退ハ長官之ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

長官事故アルトキハ上席調査官其ノ職務ヲ代理ス

調査官ハ長官ノ命ヲ承ケ調査及審査ヲ掌ル

書記官及事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ局中ノ事務ヲ掌理ス

屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

一、前項ニ掲ケル職員ノ外内閣調査局ニ左ノ職員ヲ置ク

(1) 參與 約三十人

參與ハ局務ニ參與ス、内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨ

リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨ケス

(2) 常任委員

常任委員ハ常時局務ニ參與シ内閣審議會トノ連絡ニ當ル

常任委員ハ内閣書記官長及法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

(3) 専門委員 約百人

専門委員ハ専門ノ事項ヲ調査審議スルモノトシ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ

中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケ

ス

(4) 事務囑託 約二十人

事務囑託ハ長官及調査官ノ命ヲ承ケ特ニ囑託セラレタル事務ニ従事ス

二、權限

内閣調査局ハ左ノ事務ヲ掌ル

一、内閣審議會ニ關スル庶務

二、内閣審議會ニ提出スヘキ必要ナル資料及議案ノ整備

三、一般重要政策ニ關スル調査

四、前諸項ニ掲クルモノノ外特ニ内閣總理大臣ヨリ命セラレタル重要政策案ノ審査

内閣調査局ハ關係各廳ニ對シ調査又ハ審査ニ付必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

一、執務方法

一、特ニ部ヲ分タサルモ勅任調査官五名ノ主タル分擔ヲ左ノ如ク分別ス

一般

財政

産業

交通

文化

一、勅任調査官ニ奏任官ヲ組合セ各擔任事項ニ付調査及審査ヲ行フ

一、勅任調査官全部ヲ以テ總テノ案件ニ付合議審査ス

一、必要ニ應シ地方ヲ區分シ分擔ヲ定メ其ノ實情ヲ調査ス



閣第三五號

案起

昭和十年三月二十八日

裁可	昭和十年三月二十八日
決定	昭和十年三月二十九日

昭和十年三月二十九日

內閣總理大臣 謹

內閣書記官長

內閣書記官

昭和十年三月二十九日

法制局長官宛
內閣書記官長

依命通牒

東北振興方策、調査及實行、統一保